

住宅宅地債券令及び沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令案
に関する意見募集について

令和2年11月18日
内閣府沖縄振興局
参事官（調査金融担当）

今般、内閣府では、押印を求める手続の見直しのため、住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第百四十六号）等の一部を改正することを予定しています。

つきましては、住宅宅地債券令及び沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令案について、国民の皆様から御意見を募集するため、下記のとおりパブリックコメントを実施いたします。

記

1. 御意見募集期間

令和2年11月18日（水）から同年12月17日（木）まで
（郵送及びFAXの場合についても募集期間内の必着とします。）

2. 御意見募集対象

「住宅宅地債券令及び沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令案について（概要）」

3. 資料の入手方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（2）内閣府ホームページに掲載

（3）窓口での配付

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館14階
内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当）

4. 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話による御意見は受け付けておりません。

(1) ウェブサイトの場合

御意見送信用ページにアクセスし、御意見を記入の上 [送信] ボタンをクリックして下さい。

<https://form.cao.go.jp/okinawa/opinion-0021.html>

※文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸文字、特殊文字は使用しないでください。

(2) 郵送する場合

住所：〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館14階
内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当）宛て

※封書の場合は必ず封書表面に「住宅宅地債券令及び沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令案に関する意見在中」と分かりやすい場所に赤字で記入してください。

(3) F A Xの場合

F A X 番号：03-3581-1016

内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当）宛て

※必ず一枚目に「住宅宅地債券令及び沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令案に関する意見」と題名を分かりやすく記してください。

5. 御意見の提出上の注意

以下の事項を御記入ください（連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。

1. 氏名（法人又は団体の場合は名称、代表者及び担当者の氏名）
2. 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）
3. 御意見

※ 御意見は日本語に限ります。

※ 提出していただいた御意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称、代表者及び担当者の氏名）、連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

※ 御意見に対して個別の回答はいたしかねます。